

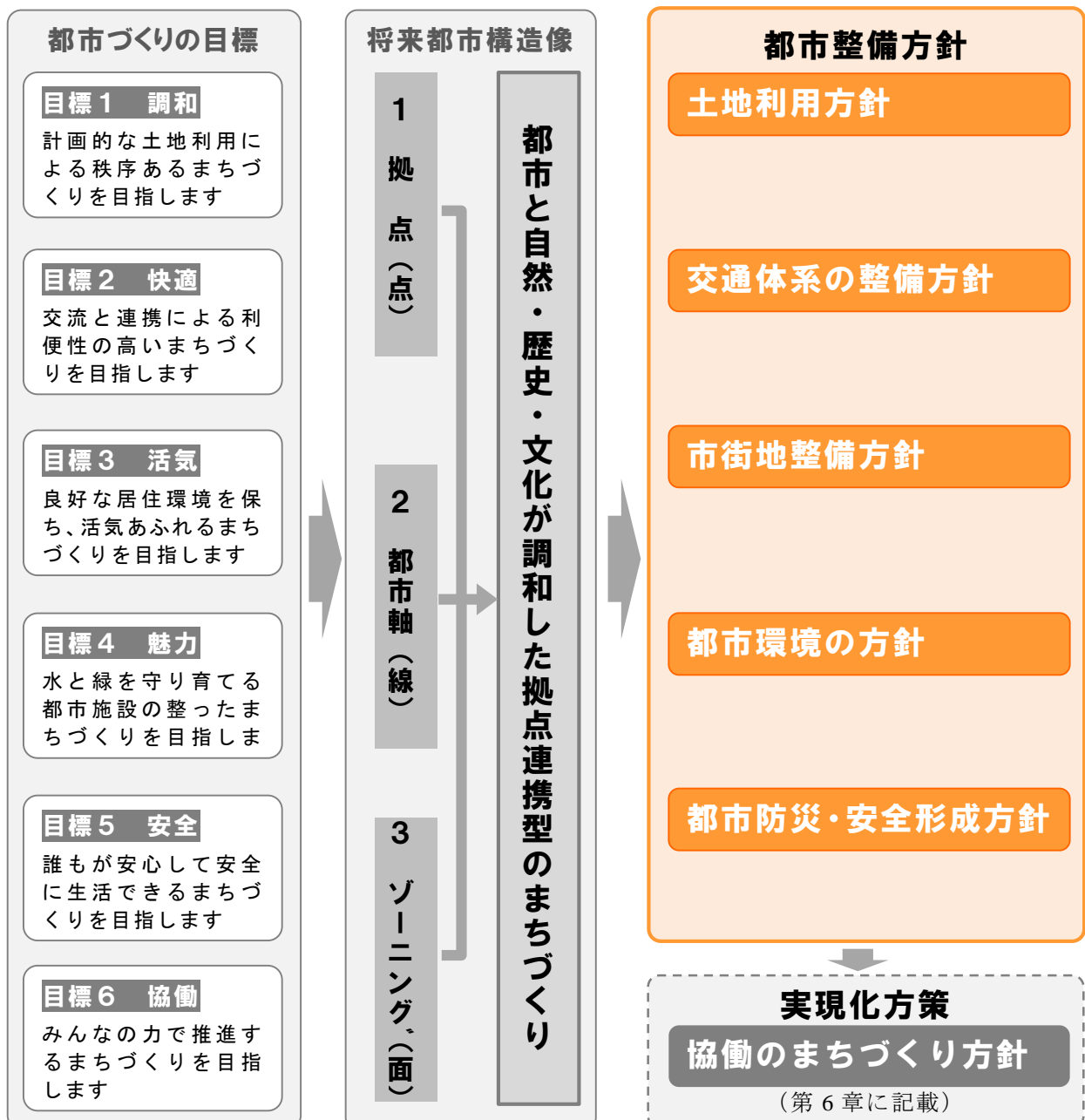
第4章 全体構想

本章では、まちづくりの基本理念や目標、将来都市構造の考え方を受けて、倉吉市が目指す都市整備の方針について分野別にまとめています。

倉吉市が鳥取県の東西圏域との広域交流拠点として確たる地位を築き、さらに飛躍していくためには、将来目標で示したまちづくりの根幹となる考え方を基に、拠点連携型の都市構造を構築していかなければなりません。

そのためには、市域全体について、実効性と推進力を伴った体系的な都市政策を展開することで、中部の中心都市としての存在意義を示すことが可能となります。

ここでは、都市を形づくる主要な要素として、都市づくりの目標に対応した方針を示します。なお、協働のまちづくり方針は、まちづくりを実現するための方策として、別章で整理します。



1. 土地利用方針

(1) 基本的な考え方

○計画的な土地利用による秩序あるまちづくり

人口減少・少子高齢化により市街地の空洞化や商業施設の減少などが進む一方、白壁土蔵群やアニメ・フィギュアなどのポップカルチャーによる観光客の増加、先端企業等の誘致など社会・経済状況は、年々変化しています。これらに対応し、将来にわたり市民が安心して快適に暮らし続けられるよう、計画的な土地利用による秩序あるまちづくりを進めます。

生活に密着した基幹的な公共施設等は、極力用途地域に設置することを原則とし、コンパクトな都市環境を維持するとともに、13地区の地区公民館を中心とした地域づくりを促進する土地利用や交流ネットワークの形成を図ります。

○都市・集落での生活環境の形成

現在の法的枠組み（都市計画区域、用途地域指定など）を基本としながら、中心部や周辺部の拠点的集落について快適な「生活環境」のある、暮らしやすい市街地形成を図ります。

○自然や田園を守る

自然や田園を守る視点で今後も、大きな枠組みとしての「市街地」、「田園環境」（水田・畑地などの食料生産緑地）、「自然環境」（水辺、森林を含む）といった都市を構成する各要素の調和を図ることを基本とします。特に、「田園環境」と「自然環境」の保全に努めます。

(2) 用途地域指定区域に関する土地利用の方針

現行の用途地域指定区域の土地利用については、現行用途地域を基本としながら、計画的な土地利用の誘導と自然環境及び周辺環境との調和を図りながら、良好な市街地の形成に努めます。

ただし、社会・経済情勢の変化に伴い、土地利用の現状と指定された用途地域に不整合が生じている場合には、適正な変更を行います。

① 住宅地

○住居系用途地域に指定されている地域を住宅地として位置付け、必要に応じて土地区画整理事業や地区計画等の手法を活用し、快適で安心安全な居住空間とゆとりと潤いのある生活環境の確保を図ります。

○周辺の土地利用を勘案しながら住居系の土地利用の中で、用途の混在を少なくする地域（専用住宅地）と中小規模の事務所及び店舗等の立地を容認する地域

(一般住宅地)、住工の混在が見られる地域は、業務の利便増進、地場産業の育成及び住環境の保護を図る地域(住工複合地)に区分し、用途地域に配慮した配置を図ります。

- 人口減少化において、市街地の空き家、空き地の増加が顕著となっています。健全な地域コミュニティの確保とコンパクトな都市機能の維持を図るため、空き家等の活用を促進し、土地利用の活性化による市街地の定住人口の確保を図ります。

② 商業地

- 倉吉駅周辺と打吹地区は中心商業地として、それぞれの地域の特性を活かしながら都市基盤の整備を促進することにより、土地利用の高度化を図り、魅力ある商業地の形成に努めます。特に駅自由通路や土地区画整理事業など周辺整備が完了した倉吉駅周辺地区は、交通拠点、交通結節点としての機能を活かし、集積された商業・業務機能との連携により、倉吉市及び鳥取県中部の交流拠点として重点的に機能の拡充・整備を図ります。
- 中心商業地を補完する機能を果たす近隣商業地として、中心商業地の周辺に商業・業務施設の立地を促進します。特に、国道179号沿いの上灘地区や河北地区については、沿道サービス型の近隣商業地としての集積を促進します。
- 駅北部や商業地内に点在する未利用地については、民間開発等による有効活用を促進します。

③ 工業地

- 工業地は、既存の工業系用途地域を位置づけ、地域高規格道路北条湯原道路など県内の高速道路ネットワークや河川整備等の進展に伴う企業進出の現状を踏まえ、情報・科学技術の革新による新産業の創出、環境・福祉・情報など成長が期待される分野の企業誘致や既存企業の業務拡張を促進するため、自然環境及び周辺環境との調和を図り、良好な生産環境の企業用地の確保を促進します。
- 工業地は、工業系用途地域内の西倉吉工業団地などのほか、用途地域外にある大谷工業団地、テクノパーク灘手を位置づけます。
- 流通業務地は、工業系用途地域内の倉吉卸売市場のほか、用途地域外にある広栄町卸売団地を位置づけます。
- 西倉吉工業団地では工業団地の充足率が高まってきており、新規企業を誘致するための受け皿となるまとまった土地が不足していることから、工業系用途地域の未利用地の利用促進を図ります。また、効率的な事業基盤の確保として、必要に応じて工業団地の整備を進めます。

(3) 用途地域指定区域外に関する土地利用の方針

用途地域指定区域外の用途白地地域については、都市的土地利用と農業的土地利用（農用地・集落）との調整を図りながら、田園環境を活かした良好な居住環境の形成と緑豊かな自然環境の維持・保全に努めます。

ただし、ある程度の規模で市街化が進んでいる地区については、すでにある居住環境の維持と向上を図るため、用途地域の指定を含む都市計画上の施策を検討し、適切に対応していきます。

① 集落地

- 既存集落地は、生活道路の改善や生活排水処理施設（公共下水道、集落排水、合併浄化槽）などの整備により、生活空間としての利便性向上を図り、豊かなコミュニティのある集落形成を図ります。
- 郊外部における戸建宅地需要に対して、既存集落周辺の農業振興地域の農用地区域外などへ誘導し、まとまりのある集落形成を図ります。特に小鴨地区、上北条地区など用途地域周辺部においては、宅地開発が進んでいるため、無秩序な市街地の外延化が加速しないよう用途地域や特定用途制限地域などの導入を検討します。
- 関金地区は、本市と岡山県をつなぐ国道313号及び地域高規格道路北条湯原道路の中継地点として、効果的な土地利用の誘導を図り、関金温泉やレクリエーション施設などの豊かな地域資源を活かした観光拠点、交流拠点としての形成を図ります。

② 農業地域

- 農業振興地域の農用地区域は、本市の基幹産業である農業生産の場として、また、大山のすそ野を象徴する田園景観資源や緑地空間として保全します。特に、良好な田園景観をもつ区域は、農業振興施策と協調しながら文化的景観の保全を図ります。
- 近年、農家民泊など体験型教育旅行の人气が高まっており、受け入れを促進するための環境整備を進めていきます。
- 地域高規格道路北条湯原道路のIC周辺については、高い利便性を活かした効果的な土地利用誘導を検討します。

③ 森林地域、河川等

- 全国でも上位の水質を誇る天神川水系の河川敷空間や丘陵地・森林地域の自然環境は、生態系の保全や文化的景観保全の観点から、本市の貴重な緑地空間として保全します。
- 河川や堤・ため池などの水辺空間は、身近な親水・緑地空間として保全を図るとともに、「水辺の楽校」などの親水施設の活用を図ります。

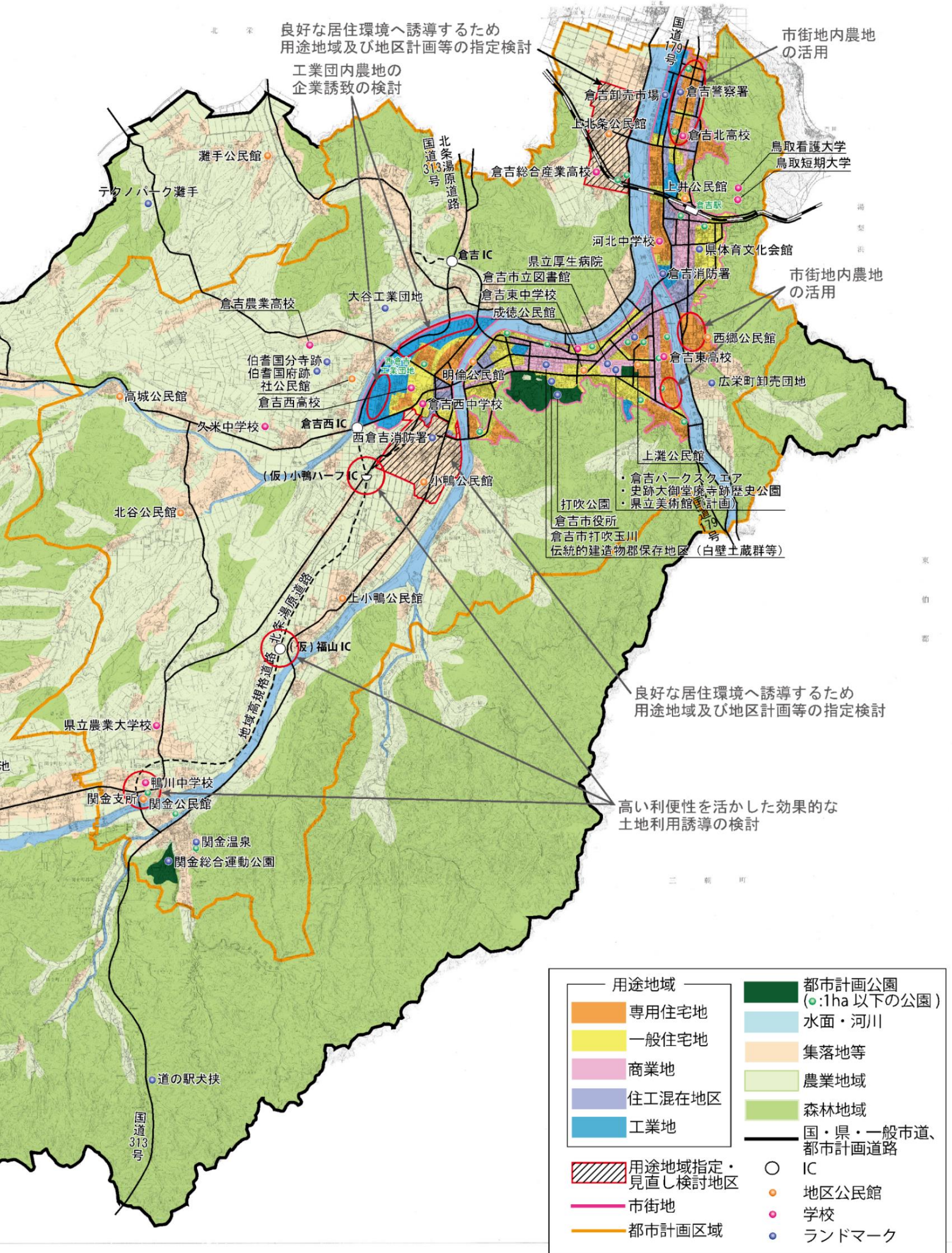
土地利用方針図

基本的な考え方

- 計画的な土地利用による秩序あるまちづくり
- 都市・集落での生活環境の形成
- 自然や田園を守る

地区公民館を中心とする拠点集落地は生活基盤の整備に努め、良好な住環境の形成に努める





良好な居住環境へ誘導するため
用途地域及び地区計画等の指定検討

工業団内農地の
企業誘致の検討

市街地内農地の
活用

市街地内農地の
活用

良好な居住環境へ誘導するため
用途地域及び地区計画等の指定検討

高い利便性を活かした効果的な
土地利用誘導の検討

- | | |
|--------------------|--------------------------------|
| 用途地域 | 都市計画公園
(\circ :1ha以下の公園) |
| 専用住宅地 | 水面・河川 |
| 一般住宅地 | 集落地等 |
| 商業地 | 農業地域 |
| 住工混在地区 | 森林地域 |
| 工業地 | 国・県・一般市道、
都市計画道路 |
| 用途地域指定・
見直し検討地区 | \circ IC |
| 市街地 | \circ 地区公民館 |
| 都市計画区域 | \circ 学校 |
| | \bullet ランドマーク |

2. 交通体系の整備方針

(1) 基本的な考え方

○中部圏域の中心都市としての交通基盤の整備

本市は産業、商業、医療、福祉等の都市機能が集積した鳥取県中部圏域における中心都市として、その玄関口となる倉吉駅の交通拠点性を高め、公共交通の利便性をさらに向上させるとともに、東西交流を支える山陰自動車道（高規格道路）及び南北交流を支える北条湯原道路（地域高規格道路）の整備促進とアクセス道路の整備を推進します。

また、市街地の2つの拠点（倉吉駅周辺、打吹地区周辺～倉吉パークスクエア）を中心に、幹線道路を整備し都市基盤を支える道路ネットワークを形成します。

○公共交通の持続可能なネットワークの整備

超高齢化社会の進行により高齢者をはじめとする移動制約者の移動方法の確保や観光旅行者などの利便性向上のため、倉吉駅と西倉吉、倉吉パークスクエアなどを結ぶ中心市街地内のバス路線の循環機能や中心市街地と周辺地域を結ぶ連絡機能を確保するバス等の公共交通ネットワークの維持・向上を図ります。

○長期未着手道路の早期見直し

長期間整備されていない都市計画道路について、社会状況等の変化を踏まえて廃止、変更等の計画の見直しを行います。

(2) 道路交通体系の整備方針

① 主要幹線道路の整備方針

○鳥取県中部圏域の中心都市として関西、山陽などとの広域的な交流や周辺市町村との連携を図るための広域幹線軸として、山陰自動車道や米子自動車道に接続する地域高規格道路「北条湯原道路」（倉吉市道路、倉吉関金道路）の整備を促進するとともに、国道179号や国道313号など南北軸としての機能の維持・向上を促進します。

	対応路線	果たす機能
主要幹線道路	地域高規格道路 北条湯原道路	山陰道自動車道、米子自動車道への接続による山陰、山陽、近畿方面等への広域連絡機能
	国道179号	湯梨浜町、三朝町をはじめ兵庫県、岡山県への連絡機能
	国道313号	北栄町をはじめ、岡山県、広島県への連絡機能

② 幹線道路の整備方針

- 市街地中心部からの放射道路と市街地内骨格道路により広域的な道路ネットワークの強化を図るとともに、渋滞緩和策を検討していきます。

ア 放射道路

- 倉吉市街地中心部と市内主要拠点や隣接市町との交流・連携を支える都市幹線軸としての幹線道路の機能強化を図り、適切な整備を進めます。また、基盤整備された倉吉駅周辺の利便性の向上を図るため、県道上井北条線（旧市道駅北通り線）や北条湯原道路・インターチェンジへのアクセス道路などの整備を促進します。

	対応路線	果たす機能
放射道路 (幹線道路)	(主) 倉吉青谷線	湯梨浜町方面連絡機能
	(主) 鳥取鹿野倉吉線	三朝町方面連絡機能
	(主) 倉吉由良線	北栄町方面連絡機能、北条湯原道路アクセス機能
	(主) 倉吉赤碓中山線	高城方面連絡機能、北条湯原道路アクセス機能
	(主) 東伯関金線	倉吉市南部地域～琴浦町方面連絡機能
	(主) 倉吉江府溝口線	倉吉市南部地域～江府町方面連絡機能
	(一) 上井北条線	倉吉市北部地域～北栄町方面連絡機能
	(一) 倉吉東伯線	北栄町・琴浦町方面連絡機能

イ 市街地内の骨格道路

- 倉吉市街地内の機能連携を促進する地区幹線軸としての幹線道路の機能を維持・強化を図り、適切な整備を進めます。

	対応路線	果たす機能
市街地内の 骨格道路 (幹線道路)	(一) 倉吉江北線	北条湯原道路（倉吉IC）と市街地中心部との機能連絡 市街地内地区間の中心市街地通過交通排除機能
	(一) 倉吉環状線	倉吉市西部地域～中央地域の連絡機能
	(一) 上井羽合線	倉吉市北部地域～湯梨浜町方面連絡機能
	(一) 仙隠岡田線	倉吉市南部地域内の連絡機能

③ 生活道路の整備方針

- 幹線道路を補完する生活道路においては、円滑な交通処理と適切な沿道土地利用の形成を図るとともに地域生活の利便性向上を図るため、地域の実情や緊急度・重要度に配慮した生活道路の整備を進めます。
- 老朽化の進行する橋梁等道路施設の安全性を確保するため、長寿命化計画を策定しながら、計画的な補修と定期的な点検による効率的な維持管理を進めます。

④ 自転車・歩行者空間の整備方針

- 市民や観光客等、さまざまな人が集う中心市街地においては、連続性のある歩道の整備等により、歩行者や自転車の移動の安全性・回遊性を高めます。
特に通学路については、地元や教育関係機関などと危険箇所点検を行いながら安全性の向上を進めます。
- ユニバーサルデザインのまちづくりを実現するため、高齢者や障がい者など、誰もが安全で快適に歩ける歩行者空間を目指し、点字ブロックの設置や段差の解消などバリアフリー化を推進します。

(3) 公共交通体系の整備方針

- 倉吉駅を鳥取県中部の玄関口として位置づけ、鉄道、バスなど各種公共交通機関の結節点として、また、観光、教育、福祉等を支える社会基盤として、市内の主要拠点との連携を強化します。
- 中心市街地におけるバス路線については、県立美術館の整備など市街地形態の変化や市民ニーズを踏まえ効率的な運行を図る一方、周辺地域においては高齢者などの移動手段を確保するため、予約型乗合タクシーなどのデマンド交通を導入するなど、持続可能な公共交通の構築を進めます。

空白ページ

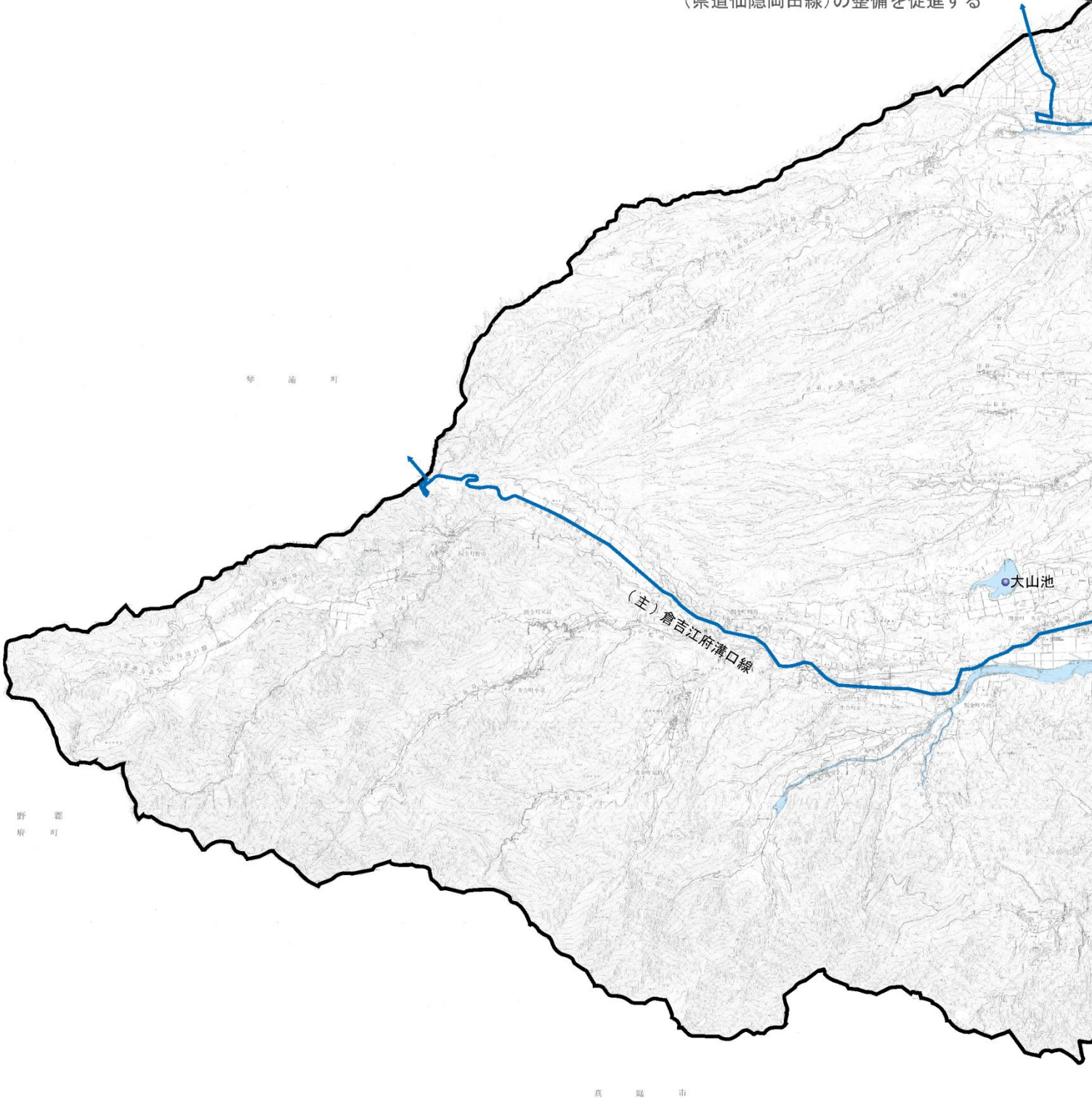


道路ネットワーク図

基本的な考え方

○中部圏域中心都市としての交通基盤を整える

ICのアクセス道路として（都）生田小鴨線
（県道仙隠岡田線）の整備を促進する



ICへのアクセス道路として、
 県道倉吉由良線（大谷茶屋工区）
 の整備を促進する

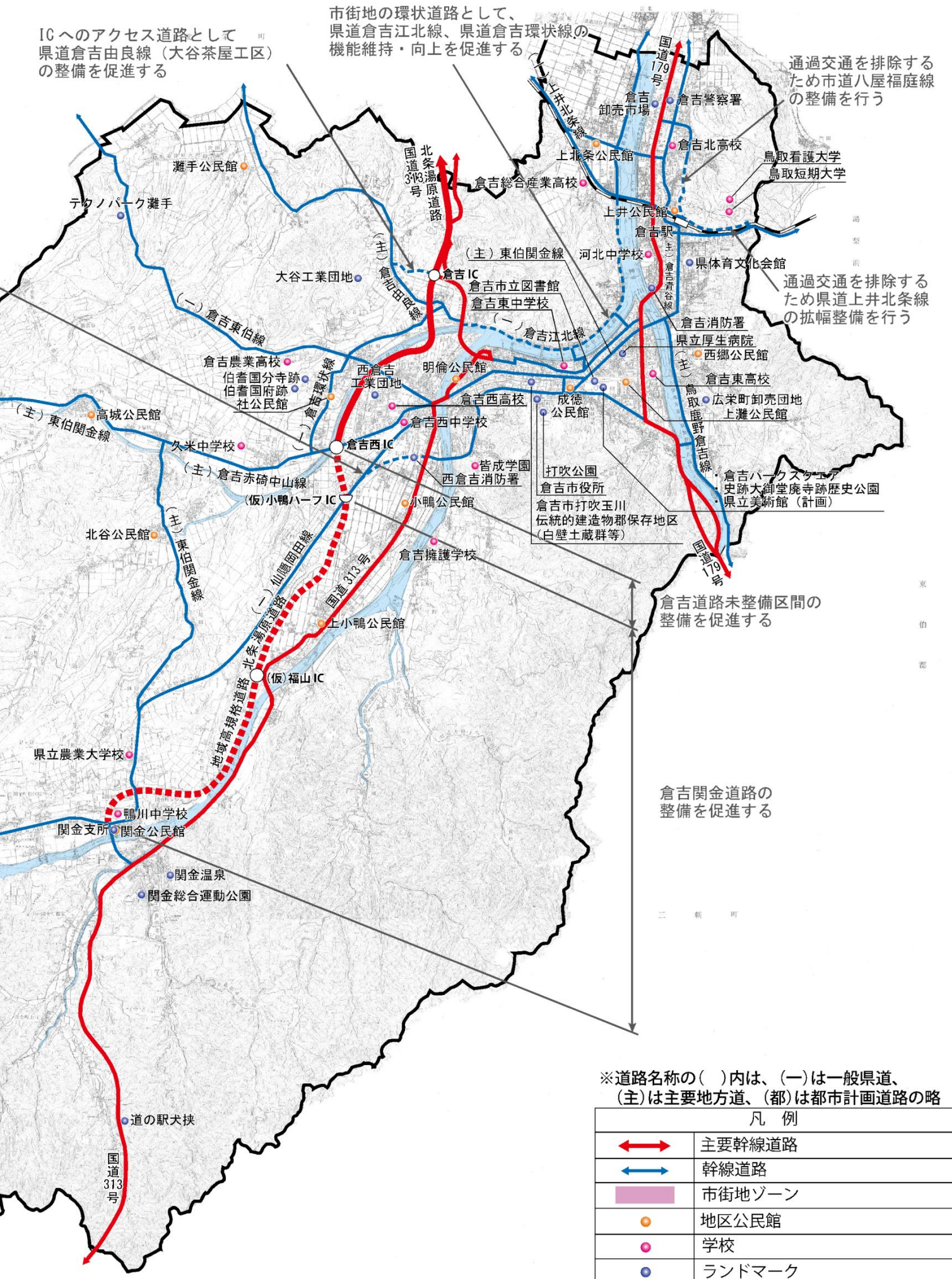
市街地の環状道路として、
 県道倉吉江北線、県道倉吉環状線の
 機能維持・向上を促進する

通過交通を排除する
 ため市道八屋福庭線の
 整備を行う

通過交通を排除する
 ため県道上井北条線の
 拡幅整備を行う

倉吉道路未整備区間の
 整備を促進する

倉吉関金道路の
 整備を促進する



※道路名称の()内は、(一)は一般県道、
 (主)は主要地方道、(都)は都市計画道路の略

凡 例	
	主要幹線道路
	幹線道路
	市街地ゾーン
	地区公民館
	学校
	ランドマーク



島根県

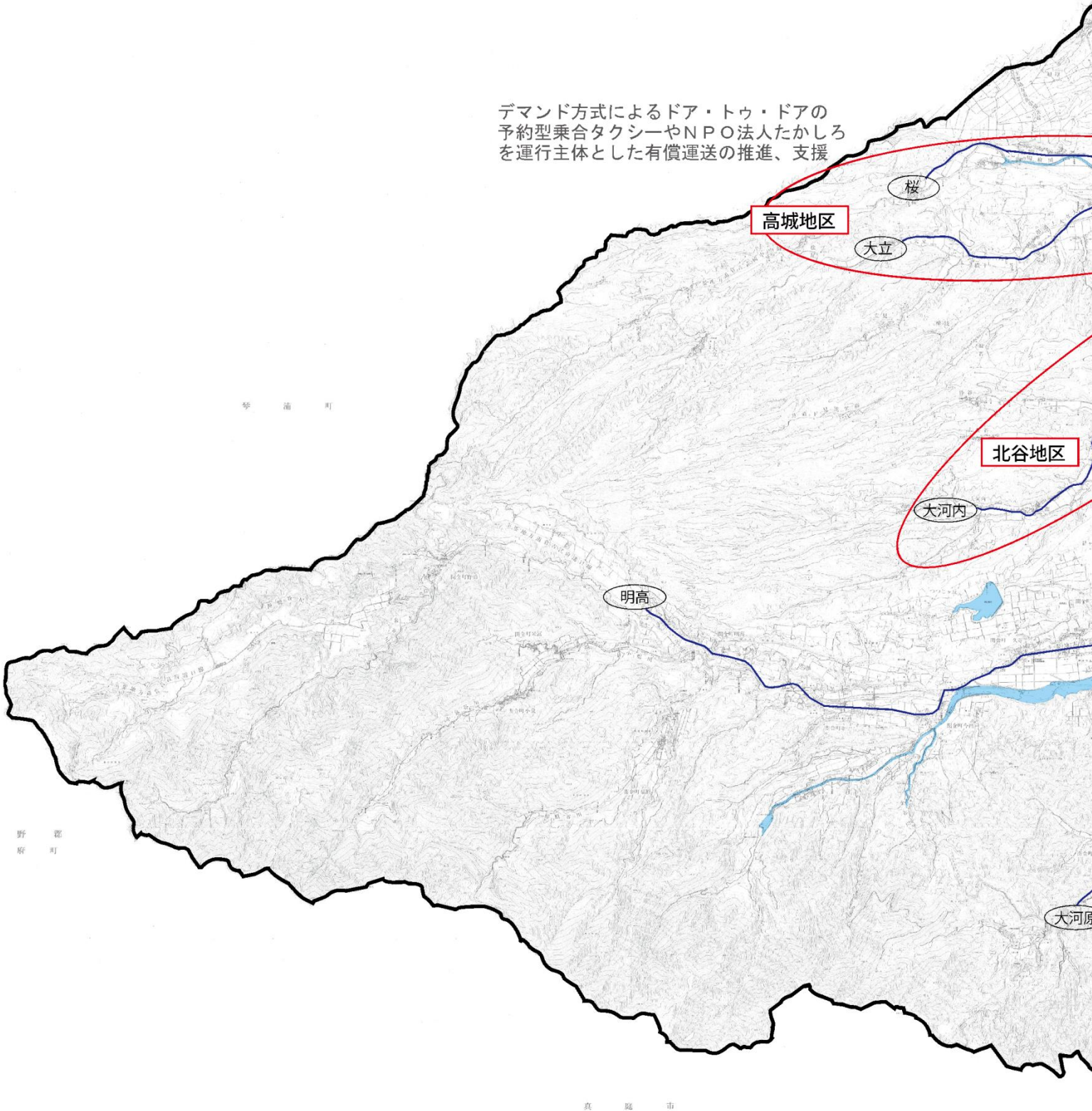
公共交通ネットワーク図

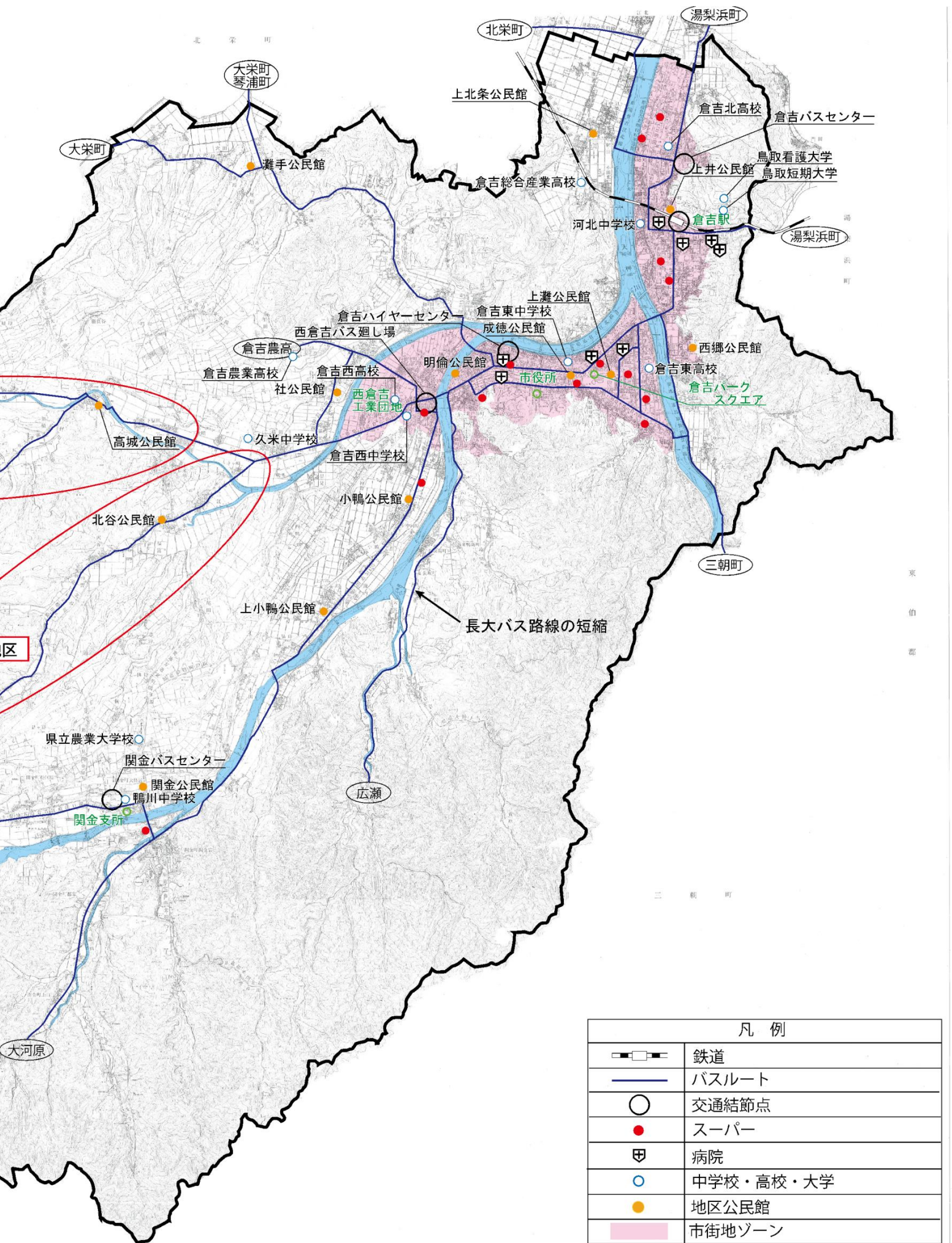
基本的な考え方

公共交通の接続可能なネットワークを整える

東伯郡

デマンド方式によるドア・トゥ・ドアの予約型乗合タクシーやNPO法人たかしろを運行主体とした有償運送の推進、支援





(4) 都市計画道路の見直し方針

① 都市計画道路見直しの背景

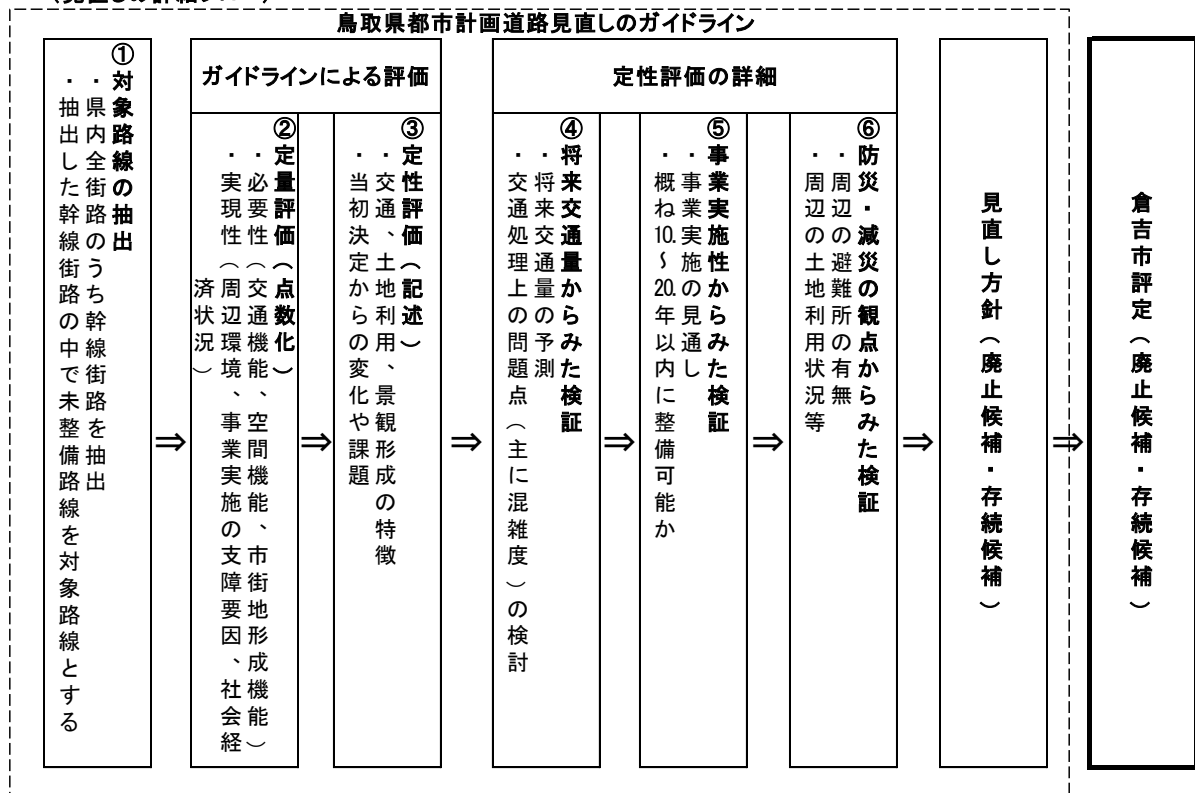
- 本市の都市計画道路は、昭和30年代に当初の都市計画決定がなされたものを端緒に、44路線、74.09kmのうち54.48kmが改良済み（既成含む：平成29年4月現在）となっています。
- 都市計画道路の全路線の整備には、事業用地の取得や住宅等の物件補償に長い期間を要するとともに、莫大な事業費がかかります。近年、少子・高齢化や人口減少、環境や財政の問題など、社会経済が縮小してきていることや、周辺道路の整備により、ネットワーク上の必要性など道路の位置づけや構造が、地域の実情に合わなくなっているものがあります。
- また、都市計画法では都市計画決定された道路予定区域内での建築は、将来の整備が円滑に行えるように建築に制限をかけていることから、長期未着手の路線は、長期に渡り市民に制約をかけ続けることとなります。
- このため、長期未着手の都市計画道路について見直しを行い、計画の存続や廃止の判断をしていく必要があります。

② 見直しの方向性

- 鳥取県は、都市計画決定後長期間（概ね30年）経過しても整備されていない路線を対象に、「鳥取県都市計画道路見直しガイドライン」に基づく見直し方針を整理しました。
- 鳥取県見直しガイドラインでは、将来交通量を見越した必要性、今後の財政状況を踏まえた事業実現性、防災・減災の観点から当該道路の果たす役割等を検証し、「存続」、「廃止」の候補路線として見直しの方向性を判定しています。
- これを受け、倉吉市では上位計画の位置づけや地域の実情に応じた見直しを行いました。
- 今後、個別の都市計画道路の存続や廃止は、都市計画法の手続きの中で市民のご意見をお聞きしながら詳細に都市計画審議会にて審議を行った上で判断することとなります。

■ 都市計画道路の見直しフロー

(見直しの詳細フロー)



■ 倉吉市評定の視点

判定区分	判定基準
廃止路線候補	以下を基準に総合的に判定 (1) 鳥取県区域マスタープランなどの上位計画に10年以内に位置づけがない (2) 代替路線があり、幹線道路網としての必要性が低い (3) 土地利用計画、防災上等の必要性が低い (4) 大規模な住宅等の移転やまちなみへの影響、長大橋等の膨大な事業費により実現性が低い
存続路線候補	上記の廃止理由がないもの (必要に応じて幅員やルート等の道路構造について見直しを行う)

次頁に都市計画道路の見直しの方向性を示します。

【見直しの方向性】

長期未着手道路の「存続」、「廃止」の方向性は次のとおりです。

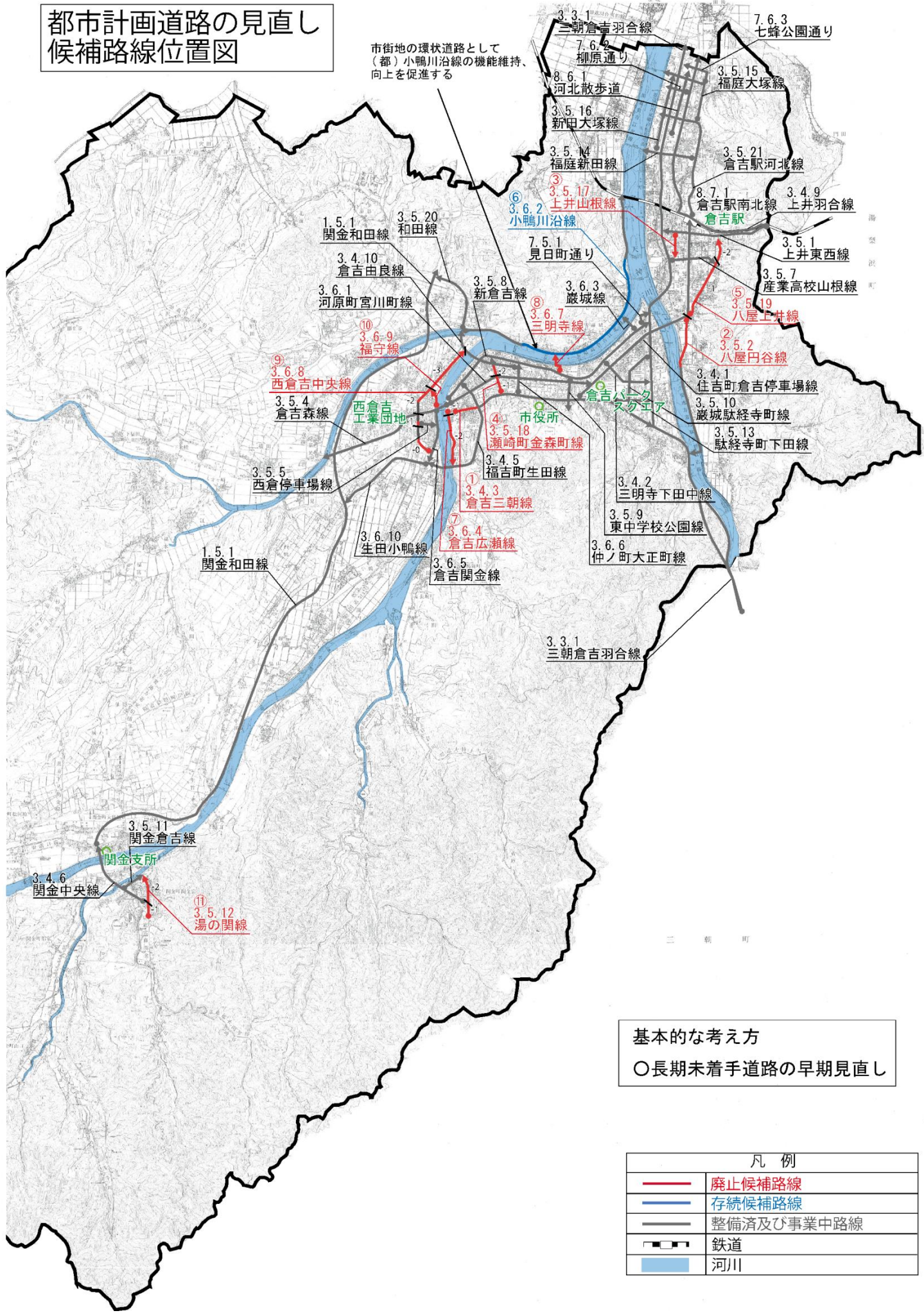
No.	都市計画道路		計画延長(m)	現況の県道・市道名	見直しの方向性	主な判定理由
	路線番号	路線名				
1	3.4.3	倉吉三朝線	3,250	一部(市)瀬崎町鍛冶町2丁目線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
2	3.5.2	八屋円谷線	2,250	(市)下余戸八屋線	廃止	代替路線がある
3	3.5.17	上井山根線	400	一部(市)上井4号線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
4	3.5.18	瀬崎町金森町線	560	一部(市)瀬崎町福吉町線 (市)福吉町金森町線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線がある 大規模な住宅等の移転を伴う
5	3.5.19	八屋上井線	1,180	—	廃止	大規模な住宅等の移転を伴う
6	3.6.2	小鴨川沿線	4,380	(県)倉吉江北線	存続	上位計画の整備路線
7	3.6.4	倉吉広瀬線	970	(市)鍛冶町1丁目八幡町線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線がある
8	3.6.7	三明寺線	400	(市)堺町3丁目1号線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線ある 長大橋等の膨大な事業費
9	3.6.8	西倉吉中央線	1,820	一部(市)丸山町北野線 (市)西倉吉町中央線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線がある
10	3.6.9	福守線	390	(市)西倉吉町不入岡線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線がある
11	3.5.12	湯の関線	630	(県)常藤関金線 一部(市)中町幹線	廃止	上位計画に整備位置づけがない 代替路線がある

■都市計画道路 小鴨川沿線の状況



都市計画道路の見直し候補路線位置図

市街地の環状道路として
(都)小鴨川沿線の機能維持、
向上を促進する



基本的な考え方
○長期未着手道路の早期見直し

凡例	
	廃止候補路線
	存続候補路線
	整備済及び事業中路線
	鉄道
	河川

3. 市街地整備方針

(1) 基本的な考え方

○県中部の中核にふさわしい拠点の形成

鳥取県中部地域の玄関口であるJR倉吉駅一帯と、小鴨川と天神川にはさまれた中心市街地の一体では、県中部の中心都市にふさわしい商業・業務・文化・交流など多様な都市機能の維持・増進と良好な街なみづくりを進めます。

○歴史・文化と生活環境の調和した市街地形成

歴史的街なみが残る打吹地区の保存・修景やにぎわいのある街なみの形成を進めます。倉吉パークスクエアにおける県立美術館の整備計画をはじめとし、歴史・文化施設について機能の充実を図り、これらと連携した市街地形成を目指します。

また、安全で快適な公園や歩行空間の確保などを進め、市民や来訪者が気軽にふれあい交流できる場としての機能を高めていきます。

○定住人口の確保

既存住宅のリノベーション等による居住推進や、高齢者に対応した住宅等を整備することにより定住化を促進します。また、豊かな自然・文化を活かし、都市基盤が整った魅力的なまちづくりを進めることによりIJUターンなどの促進を図りながら定住人口の確保に努めます。

○良好な景観の積極的活用

市内に点在する良好な景観を有する施設について、観光資源としての積極的な活用を図ります。

(2) 倉吉駅周辺地区の市街地整備方針

○倉吉駅北側については、駅南北自由通路や土地区画整理事業等の周辺都市基盤を活かし、新たなにぎわいの創出につながる市街地形成を促進します。また、鳥取短期大学や鳥取看護大学への利便性向上と駅南地区の渋滞緩和を図るため県道上井北条線（旧市道駅北通り線）の整備を促進します。

○倉吉駅南側については、既存市街地の環境整備を図るとともに、民間による市街地開発や商業施設、サービス付き高齢者住宅などの社会ニーズに合わせた施設の誘導を図り、利便性の高い地域として総合的なまちづくりを推進します。

(3) 歴史的まちなみを保全・活用する地区の整備方針

- 重要伝統的建造物群保存地区に指定されている打吹玉川地区の修理修景事業を促進します。特に赤瓦・白壁土蔵群周辺については、空地を活用した憩いの広場や地区の防災面を強化するための消火栓ボックス、景観に配慮した電柱、街灯の整備を行ってきたところですが、今後も観光拠点として必要な整備を推進するとともに、景観や防災上の効果の高い無電柱化を検討します。
- また、歴史的なまちなみと旧明倫小学校の円形校舎を利用したフィギュアミュージアムなどの施設が連携し、地域の魅力が高まるよう歩行環境の整備や回遊性の向上を進めていきます。

(4) 定住人口の確保に向けた市街地整備方針

- 近年増加の著しい空き家について、「空き家バンク」による情報提供や、リノベーションによるシェアハウス、賃貸住宅など魅力的な住宅の提供を促進することにより、IJU ターンによる移住を推進するとともに、良好な生活環境を悪化させる危険な空き家の除却等の対策を進めます。
- 中心市街地においても人口減少が顕著な一方、市街地周辺の用途指定地域外で宅地化が進行している地域があります。比較的安価に利便性の高い居住環境が提供できる地域は、市内の定住促進や市外からの流入の受け皿に有効です、無秩序な宅地化が加速しないよう必要に応じて土地利用の規制・誘導を検討する必要があります。

特に北条湯原道路の延伸に伴うインターチェンジ周辺地域などは利便性を活かした宅地等の開発が予想されるため、効率的で良質な市街地形成を図ります。
- 関金地区は、関金温泉を活かした観光振興を図るとともに近年、農家民泊などの取組みが推進され、観光・レクリエーション拠点としてのポテンシャルが高まり、移住者も増加していることから、引き続き自然環境や田園環境を活かした市街地形成を図ります。



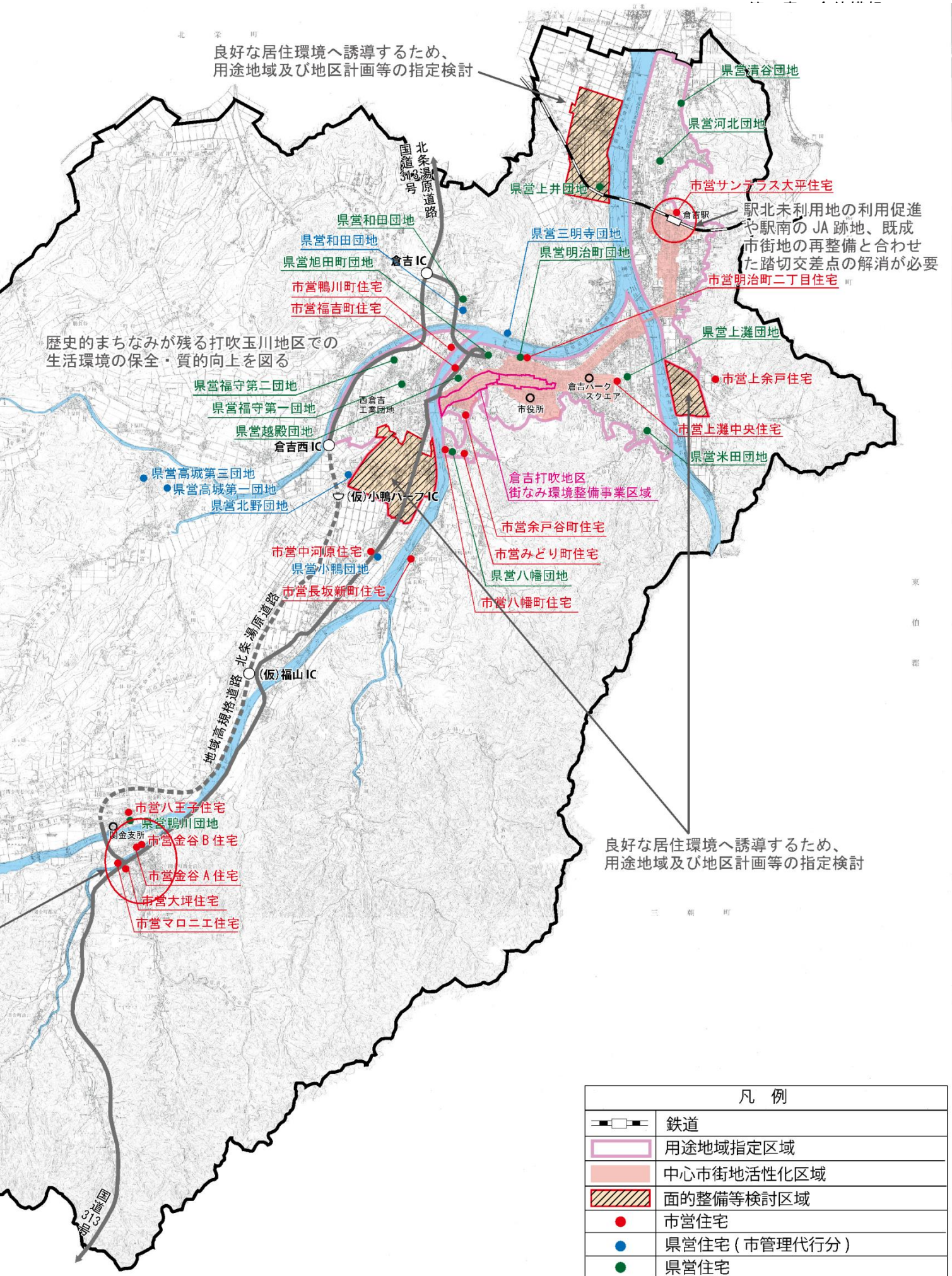
島根県

市街地整備方針図

基本的な考え方

- 県中部の中核にふさわしい交流拠点づくり
- 歴史・文化と生活環境の調和した市街地形成
- 定住人口の確保





凡 例	
	鉄道
	用途地域指定区域
	中心市街地活性化区域
	面的整備等検討区域
	市営住宅
	県営住宅(市管理代行分)
	県営住宅



景観形成方針図

基本的な考え方

- 歴史・文化と生活環境の調和した市街地形成
- 良好な景観の積極的活用

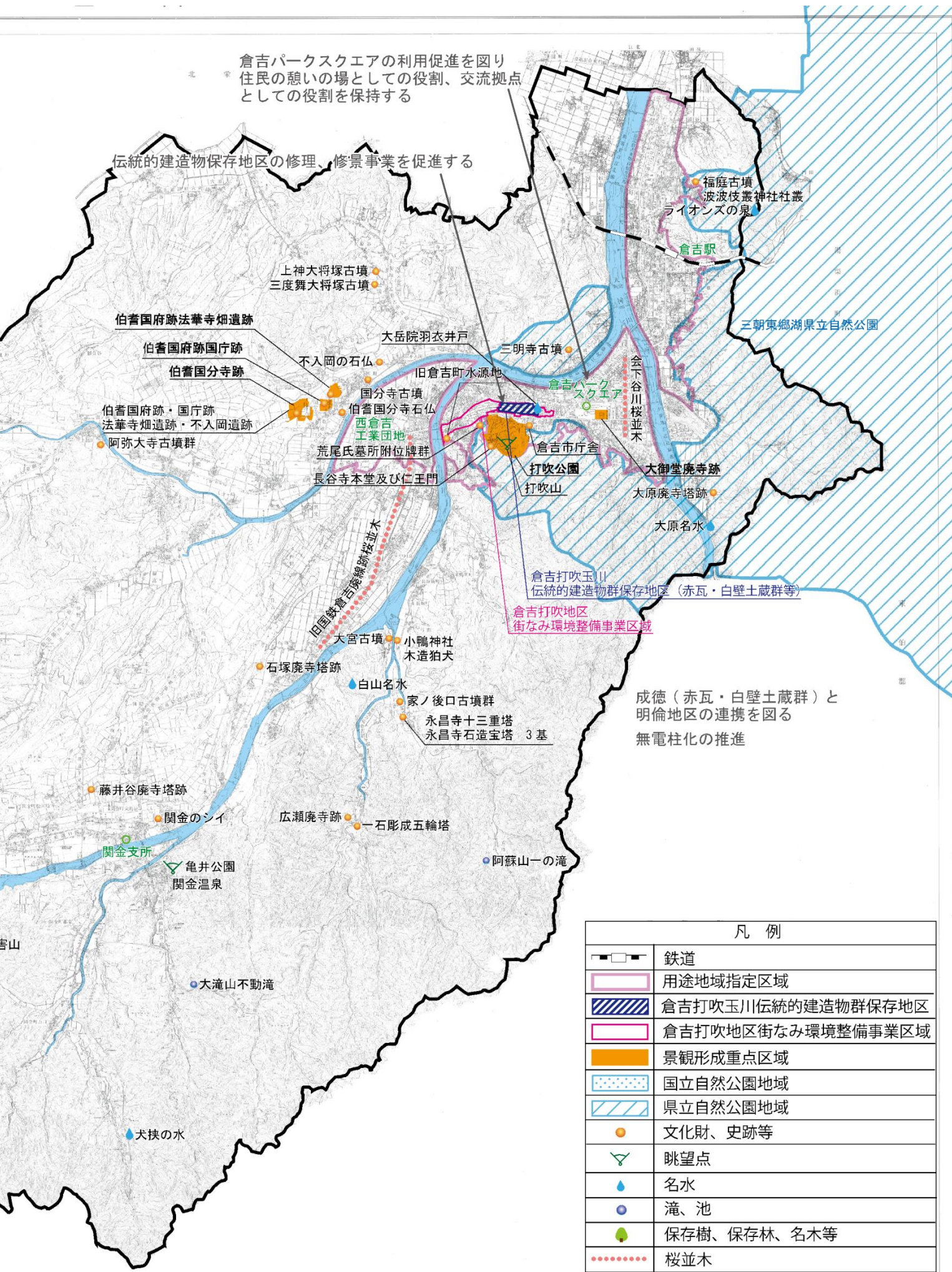
倉吉市景観計画に基づき、面的、線的な都市景観の整備や歴史的景観の保全に努める

- ・観光振興及び中心市街地の活性化を図るため、倉吉パークスクエア～白壁土蔵群/赤瓦～八橋往来の展開を推進する
- ・歴史的建造物の早期修繕・復旧

倉吉打吹地区街なみ環境整備事業区域内

国指定・登録文化財	旧国立第三銀行倉吉支店
"	小川酒造
"	旧高田酒造
"	豊田家住宅
"	山陰民具
"	大社湯
"	桑田家住宅
"	高田酒造
県指定文化財	桑田氏庭園
"	高田氏庭園
市指定文化財	旧牧田家住宅





倉吉パークスクエアの利用促進を図り
住民の憩いの場としての役割、交流拠点
としての役割を保持する

伝統的建造物保存地区の修理、修景事業を促進する

上神大将塚古墳
三度舞大将塚古墳

伯耆国府跡法華寺畑遺跡

伯耆国府跡国庁跡

伯耆国分寺跡

伯耆国府跡・国庁跡
法華寺畑遺跡・不入岡遺跡
阿弥大寺古墳群

大岳院羽衣井戸

不入岡の石仏

国分寺古墳

伯耆国分寺石仏

西倉吉工業団地

荒尾氏墓所附位牌群

長谷寺本堂及び仁王門

三明寺古墳

倉吉パークスクエア

倉吉市庁舎

打吹公園

打吹山

会下谷川桜並木

大御堂廃寺跡

大原廃寺塔跡

大原名水

三朝東郷湖県立自然公園

倉吉打吹玉川
伝統的建造物群保存地区（赤瓦・白壁土蔵群等）

倉吉打吹地区
街なみ環境整備事業区域

成徳（赤瓦・白壁土蔵群）と
明倫地区の連携を図る
無電柱化の推進

旧国鉄倉吉線跡桜並木

大宮古墳

石塚廃寺塔跡

白山名水

家ノ後口古墳群

永昌寺十三重塔

永昌寺石造宝塔 3基

小鴨神社

木造狛犬

藤井谷廃寺塔跡

関金のシイ

広瀬廃寺跡

一石彫成五輪塔

関金支所

亀井公園
関金温泉

阿蘇山一の滝

大滝山不動滝

犬狹の水

凡例

	鉄道
	用途地域指定区域
	倉吉打吹玉川伝統的建造物群保存地区
	倉吉打吹地区街なみ環境整備事業区域
	景観形成重点区域
	国立自然公園地域
	県立自然公園地域
	文化財、史跡等
	眺望点
	名水
	滝、池
	保存樹、保存林、名木等
	桜並木

4. 都市環境の方針

(1) 公園・緑地の整備方針

① 基本的な考え方

○公園・緑地の適切な保全と整備

本市は、天神川と小鴨川の合流地点に開けたまちで、大山の山すその景観と豊かな自然環境を身近に感じられるとともに、関金温泉や打吹公園などのレクリエーション拠点を有しています。地域のニーズにあわせ、身近に憩い、親しみ、ふれることのできる公園・緑地の整備を進めるとともに市民と一体となった維持管理体制を確保します。

② 都市公園等

ア 地域の核となる公園（都市基幹公園：総合公園、運動公園）

○総合公園である打吹公園（野球場、陸上競技場、博物館含む）及び運動公園である関金総合運動公園については、今後もスポーツ及びレクリエーション需要に対応するため、長寿命化に対応した維持管理及び必要な施設整備を促進します。

イ 身近な公園（住区基幹公園：街区公園、近隣公園、地区公園）

○身近な住民との交流や子育ての場として必要な身近な公園は、人口のバランスや立地条件を考慮しながら、市民ニーズに沿った特色ある公園づくりを推進するとともに、道路や宅地開発などの整備とあわせ、身近な公園やポケットパークなどの憩い空間を整備します。

住区基幹公園は次の基準により配置します。

街区公園は、市街地人口1人当たり 1.0 m²以上の面積を確保することとし、誘致距離 250m、1か所 0.25ha を標準として配置します。

近隣公園は、市街地人口1人当たり 2.0 m²以上の面積を確保することとし、各住区に 2 ha を標準として配置する。

地区公園は、人口1人当たり 1.0 m²以上の面積を確保することとし、4 ha を標準として配置します。

ウ その他の公園（歴史公園）

○歴史公園は国史跡に指定されている奈良・平安時代の国庁跡並びに倉吉パークスクエアの大御堂廃寺跡の2箇所を配置する。

エ 計画的な維持管理・更新

- 公園施設の長寿命化計画に基づき、公園施設及び遊具の計画的な維持管理、更新・修繕を推進します。
- 身近な公園におけるパーク・パートナーシップ事業の積極的な活用を図り、地域住民との協働による維持管理を図ります。

③ 緑地

ア 地域の象徴となる山林の保全

- 本市のシンボルとなっている打吹山や三朝東郷湖県立自然公園、大山隠岐国立公園など市街地の背景や眺望対象となっている山の稜線や斜面緑地の保全に努めます。

イ 市街地内の緑化の推進

- 西武者緑地や公園などの緑地と、緑の彫刻プロムナードなど都市景観施設が調和した憩いや交流、散策の場となる緑化を推進します。
- 賀茂神社をはじめとする社寺林や屋敷林は、市街地の貴重な自然緑地であり、都市景観等の重要な役割を有していることから、保全・整備（保存樹・保存樹林の指定など）に努めます。
- 市街地内においては、都市公園のほか、幹線道路、河川敷などを利用して緑地の確保を図るとともに、積極的な都市緑化の推進を図ります。
- 工業団地では、敷地内緑化を誘導するとともに、周辺の居住環境に配慮した緑地の整備を促します。

ウ 市民に親しまれる親水空間の提供

- 天神川、小鴨川、国府川などの主要河川については、河川空間と一体となった緑地の整備・保全や、水辺の楽校などにみられる地域との連携などにより、良質な親水空間の維持・提供に努めます。

エ 良好な自然環境の保全と整備

- 本市の北部から隣接する北栄町にかけて広がる水田は、初夏には麦秋景観をたたえ、秋には稲穂が金色に輝く穀倉地帯であり、鳥取県中部の代表的な農村風景を呈しています。今後も農業振興地域として農地や森林、集落の土地利用形態の整備・保全を進めます。
- 本市の西部から南部にかけて広がる大山の山すその森林と田園の環境は、倉吉の特徴的な自然景観をなすもので、生業としての農業を継続する仕組みの検討とともに、田園環境の維持・保全に努めます。



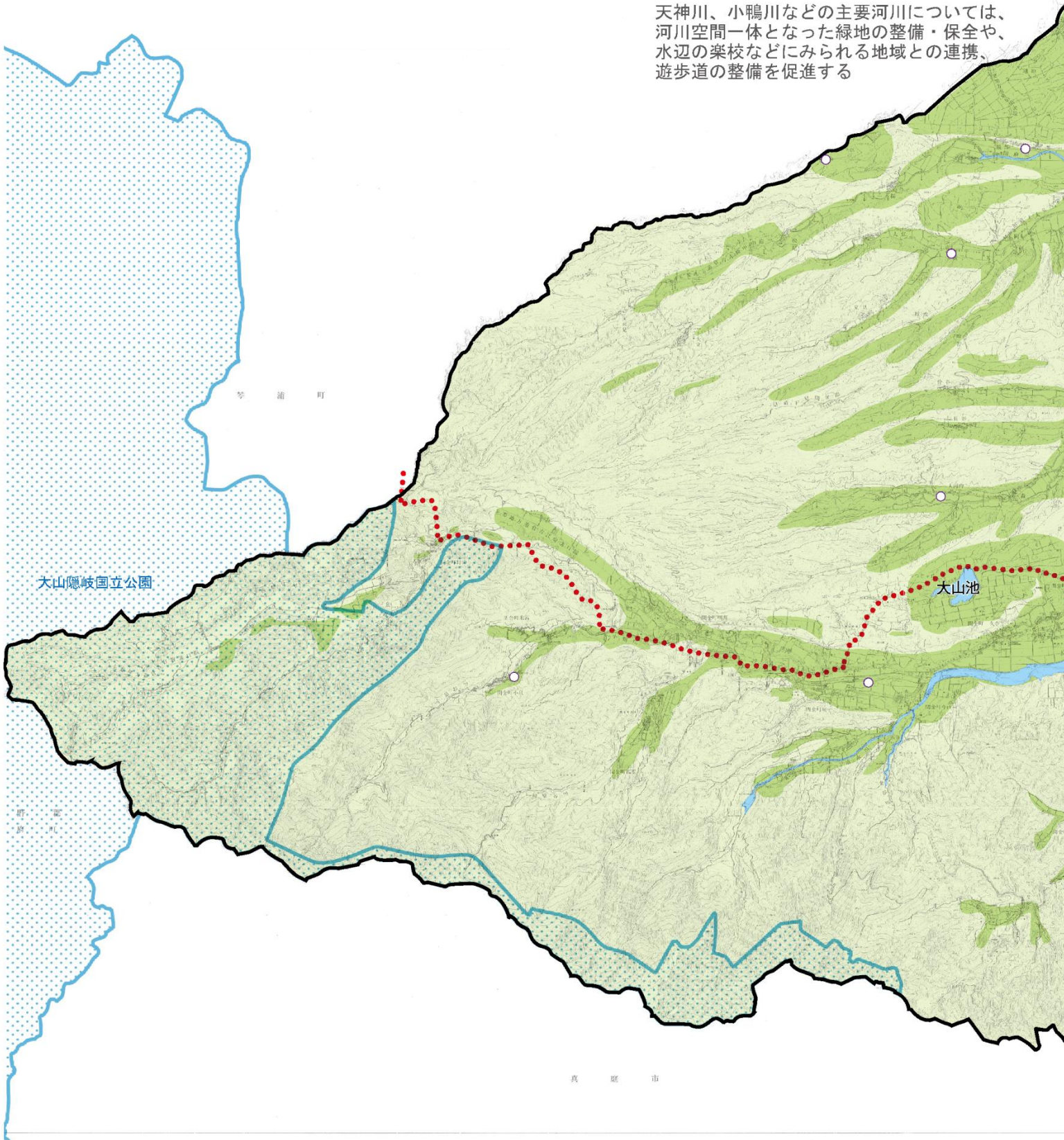
島取県

公園・緑地整備方針図

基本的な考え方
○公園・緑地の適切な保全と整備

伯 郡

天神川、小鴨川などの主要河川については、河川空間一体となった緑地の整備・保全や、水辺の楽校などにみられる地域との連携、遊歩道の整備を促進する





三朝東郷湖県立自然公園

西武者緑地の整備推進

凡 例	
	都市計画公園 (1 ha 以上)
	都市計画公園 (1 ha 以下)
	都市計画緑地
	その他の公園・広場等
	水辺の楽校
	国立自然公園地域
	県立自然公園地域
	水面・河川
	市街地ゾーン
	農業地域
	森林地域
	中国自然歩道
	サイクリングロード

(2) 下水道・河川の整備方針

① 基本的な考え方

○快適な水環境のための下水道等の整備と適切な維持管理

天神川及び東郷池の水質保全と生活環境の改善、浸水の防除などを目的として、地域の実情に応じた効率的・経済的な生活排水処理施設（公共下水道、農・林業集落排水、合併浄化槽等）整備の推進と施設の適切な維持管理に努めます。

○総合的な河川整備とうるおいのある水辺環境の創出

計画的な改修、管理により、治水安全度の向上及び維持を図るとともに、親水性や自然環境に配慮したうるおいある水辺環境の創出に努めます。

② 下水道の整備方針

○公共下水道の整備

公共下水道の整備促進を図り、普及率の向上に努めるとともに施設の管理運営の効率化を図ります。

○農林業集落排水の水洗化促進

公共用水域の水質保全を図るため、市街地周辺の農・林村集落においては、整備の完了した農・林業排水施設区域の水洗化を促進するとともに、公共下水道への接続による効率的な運営の検討を行います。

○合併浄化槽の整備促進

公共下水道、農・林業集落排水事業等による対応が困難な地域においては、合併浄化槽の整備を促進します。

○雨水排水の整備促進

近年の地球温暖化に伴う集中豪雨の多発による被害リスク増大に対し、下水道事業による雨水幹線水路の整備を促進します。

③ 河川の整備方針

ア 治水対策

○洪水による災害発生の防止及び軽減に関して、『安心・安全な川づくり』を目指し、一級河川天神川水系等について、河川整備基本計画等に基づく河川整備を進めます。特に、重要水防区域における河川改修等を促進します。

イ 河川環境の整備

○河川は連続した身近な公共空間であり、生態系に配慮し市民が集い、安らぐ場所として河川へのアクセスの改善や水辺テラス等の親水空間の整備を促進します。

○水辺の楽校については、引き続き子供達が楽しく、安全に川に親しみ、豊かな自然を体験・学習できるよう、地域住民と協力しながら維持管理に努めます。

- 適正な水面利用と河川美化都市運動等の推進に努めます。
- 平成27年に国土交通省が公表した水質が最も良好な河川のひとつに、天神川と小鴨川が選ばれるなど水質は極めて良好と言えます。河川など水質を適切に保全するため、引き続き地域の実情に応じた生活排水施設の整備を行い、流域内の水質改善対策の推進を進めます。

(3) その他都市計画施設の整備方針

① 施設の拡充・整備の推進

- 本市で都市計画決定されている都市施設は、汚物処理場、ごみ処理場、市場、火葬場、駐車場がありますが、各種計画に基づき、これらの主要な既存施設の効率的な運用を図るとともに、必要に応じて施設整備を検討します。

② ごみ減量化とリサイクルの推進

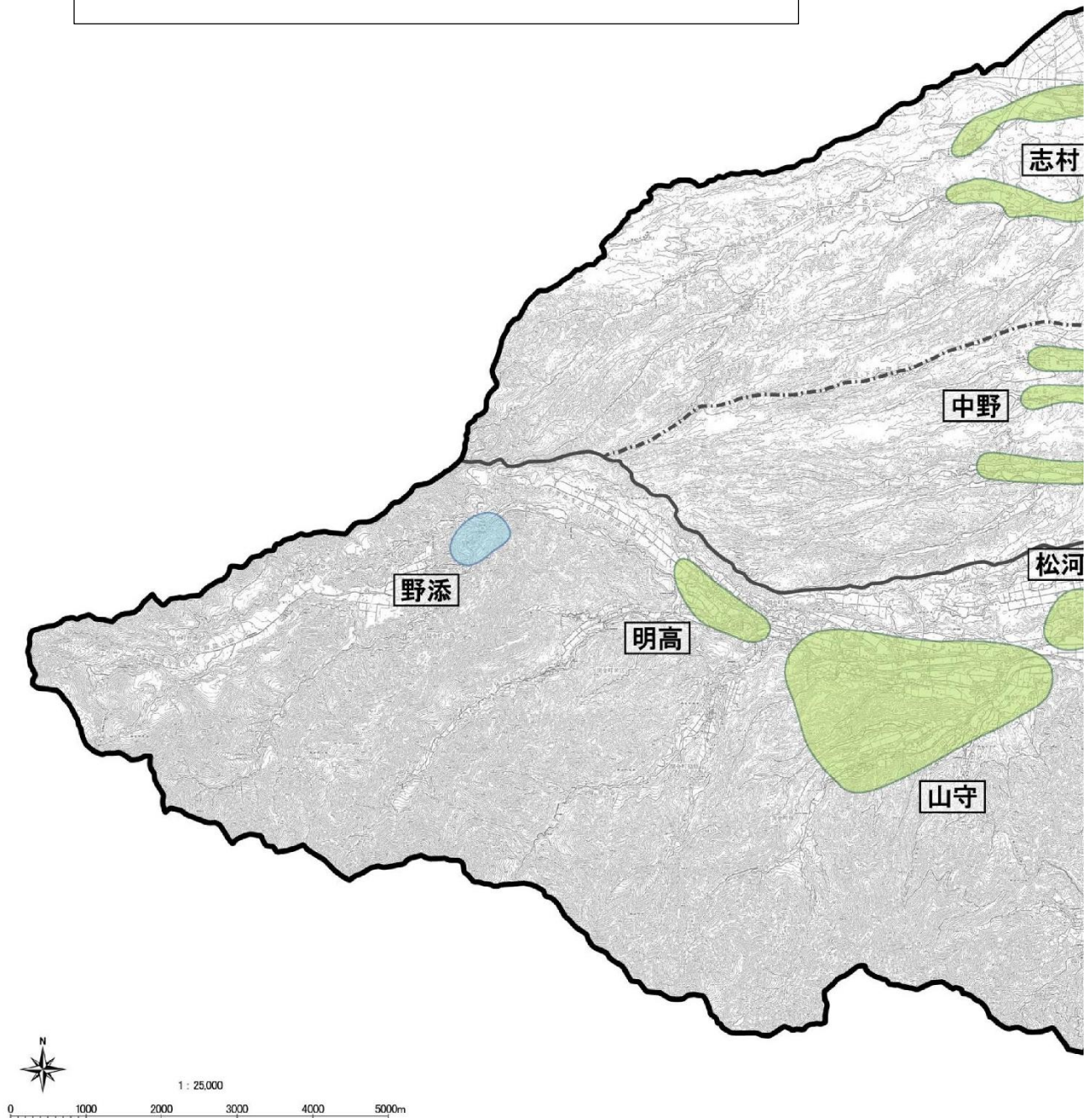
- 循環型社会の確立に向け、地域社会を構成する各主体の意識を高めながら、それぞれの主体と役割に応じた4R運動を積極展開します。
- ごみの分別収集方法などを適切に見直し、鳥取中部ふるさと広域連合を構成する1市4町で連携し、排出量の減量化や再資源化を推進しながら、既存施設の延命化を図ります。

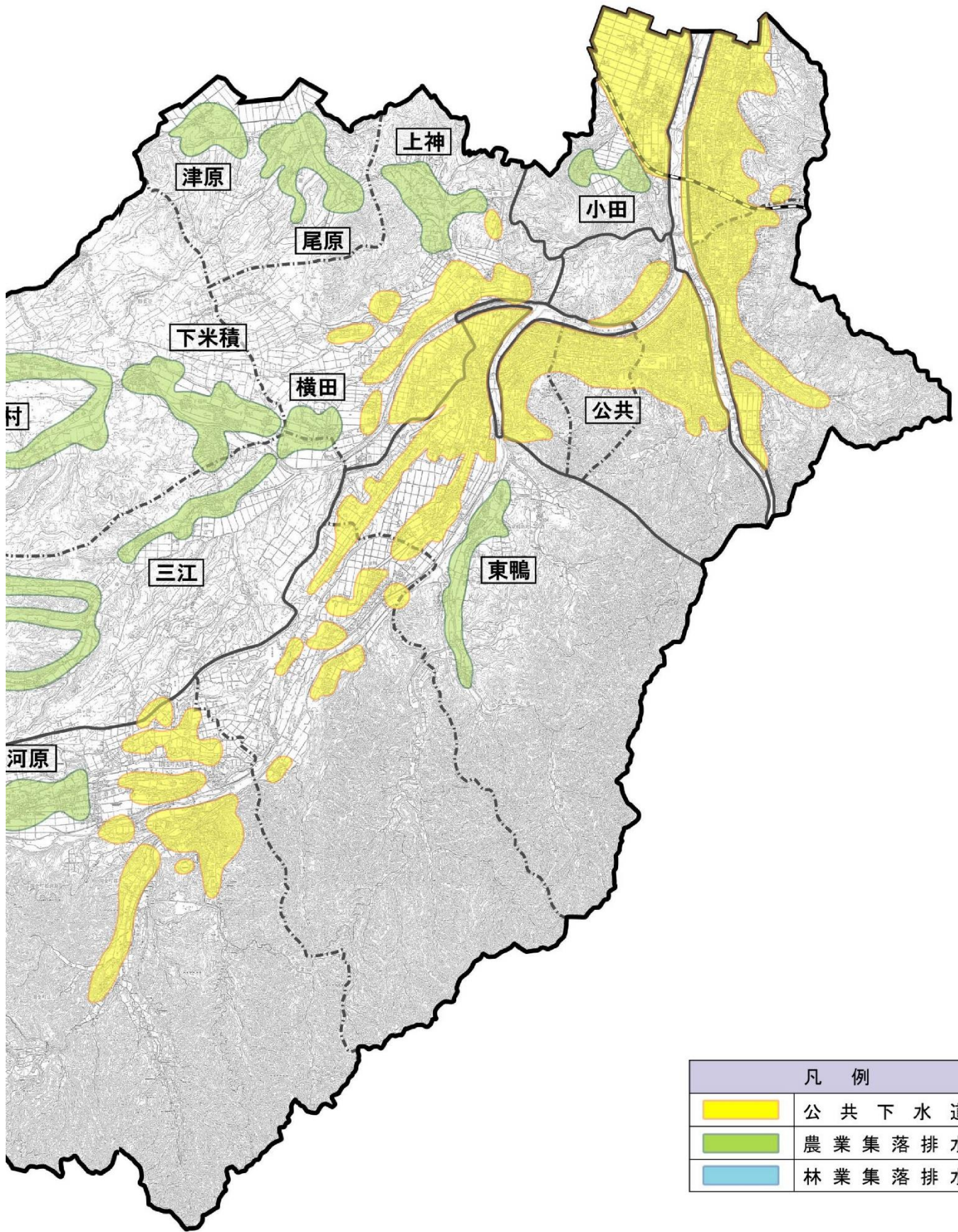
※4Rとは、ゴミを減らすための具体的な方針、リフューズ(Refuse 断る)、リデュース(Reduce 減らす)、リユース(Reuse 再利用する)、リサイクル(Recycle 資源を再利用する)の頭文字をとったものです。

下水道整備方針図

基本的な考え方

- 快適な水環境のための下水道の整備と適切な維持管理
- 総合的な河川整備とうるおいのある水辺環境の創出





凡 例	
	公 共 下 水 道
	農 業 集 落 排 水
	林 業 集 落 排 水

5. 都市防災・安全形成方針

(1) 基本的な考え方

○災害に強い都市基盤整備

災害には火災や交通事故のような人的災害と暴風、豪雨、洪水、地震などの自然災害がありますが、一度発生して甚大な被害を広範囲にもたらすものが自然災害です。鳥取県西部地震、鳥取県中部地震をはじめ、台風や洪水などを経験していることから、市民の生命財産を災害から守り、安全な生活を確保するため、災害に強い都市基盤の整備を進めます。

○人にやさしいまちづくり

「鳥取県福祉のまちづくり条例」に基づき、高齢者、障害者、妊産婦等のバリアフリーのまちづくりを進めます。

(2) 災害に強い都市基盤整備

① 防災体制の強化

○大規模な災害に対し、近隣の各市町や自治会・事業所などの自主防災組織・関係機関との連携を図り、これまで以上に防災体制の強化を図ります。

② 建築物の耐震化

○建築物の地震などに対する安全性を高めるため、公共施設の耐震診断および耐震改修工事を引き続き推進するとともに、民間の施設についても、耐震対策の啓発、耐震診断、耐震改修への助成などにより耐震化を促進します。

○火災危険度の高い市街地の建築物不燃化、密集市街地の防災性向上など耐震化と併せ総合的に市街地の防災力を高めていきます。

③ 防災拠点等の強化

○市庁舎の防災拠点機能の強化や市防災センターなど活動拠点や備蓄輸送拠点等の施設配置を推進します。また、避難所、避難経路等を踏まえた都市施設整備を進めます。

④ 防災意識の醸成

○地域防災計画を基本として、防災関係機関との連携を強化し、安全かつ迅速に避難が行われるよう避難訓練などの防災訓練を実施し、災害応急対策の的確な対応と市民の防災意識の高揚を図ります。

⑤ 法規制や各種事業などによる規制・対策

○開発行為に対しては、安全性の高い良質な宅地造成等が行われるよう法令に基づき適切な指導を行います。

○風水害や地震などの災害を未然に防止するため、河川の重要水防箇所、山地災害危険地区、土砂災害危険箇所、などにおける治水、治山、砂防事業を市民の協力を得ながら推進します。

(3) 人にやさしいまちづくり

① バリアフリーのまちづくり

- 高齢者等が自由に行動できるようバリアフリー化されたまちづくりを目指して、公共的建築物、公共施設等のバリアフリー化を進め、人に優しい都市環境の整備を図ります。あわせて、高度医療機関・緊急医療・福祉サービスの享受を支援するため、高規格幹線道路等の整備を推進します。

② 地域の防犯力の強化

- 犯罪抑制の観点からも、地域コミュニティのつながりを強めていくとともに、都市施設整備において危険箇所や防犯上の死角を作らないなどの防犯機能の強化や増加する空き家の適正管理を推進します。



岩手県

都市防災・安全形成方針図

基本的な考え方

- 災害に強い都市基盤整備
- 人にやさしいまちづくり

東 伯 郡

